

子供を守るために フィルタリングの推奨をお願いします。

SNSを利用して犯罪被害にあった18歳未満の方の多くがフィルタリングを設定していなかったという報告があります。

スマートフォン等の販売に従事される皆様には、子供がスマートフォン等の使用者となる契約の際には、フィルタリングの利用推奨をお願いいたします。



法律上の義務

〈青少年確認義務〉

契約に際して、スマートフォン等を使用する者が青少年（18歳未満）かどうかを確認しなければなりません。【法第13条】

〈説明義務〉

青少年がスマートフォン等によりインターネットを利用することで、有害な情報を閲覧する可能性があることや、フィルタリングの必要性などを説明しなければなりません。【法第14条】

〈フィルタリングの提供義務〉

スマートフォン等を使用する者が青少年である場合には、原則としてフィルタリングを提供・設定しなければなりません。

【法第15条、16条】

条例上の義務

〈説明義務〉

法律上の説明義務に加えて、不適切な利用により、犯罪の被害者や加害者になるおそれがあることなどを説明しなければなりません。

【条例第16条の2】

※ ここでいう法律とは「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」をいい、条例とは「青少年健全育成条例（宮城県）」をいいます。